

中期目標について

1. 中期目標とは

地方独立行政法人法第 25 条第 1 項に基づき、地方独立行政法人の設立団体の長（市長）が、3 から 5 年以下の期間を定めて、地方独立行政法人が業務運営に関して達成すべきと考える目標を定めたもの。

設立団体の長（市長）から地方独立行政法人に対して目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を策定し、計画的に業務を遂行していく仕組みとなっている。

中期目標を定める意義は、①法人が中期計画を策定する際の指針、②法人の業務の実績を評価する際の基準の 2 点にある。

2. 中期目標で定める事項

法第 25 条第 2 項に定める事項が規定されている。定める事項は次の 5 点。

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

3. 中期目標と中期計画の関係

中期目標	中期計画
中期目標の期間	（中期目標期間と同じ）
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その財産の処分に関する計画
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
その他業務運営に関する重要事項	料金に関すること（公営企業型のみ）
	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項